

条例案第3号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議決されたく、会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年9月28日提出

加西市議会議長 森田 博美 様

提出者 加西市議会議員 井上 芳弘

賛成者           "           別府 直

賛成者           "           深田 真史

賛成者           "           黒田 秀一

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和42年加西市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「475,000円」を「427,500円」に、「400,000円」を「360,000円」に、「369,000円」を「332,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。